

墨田区まちづくり条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（地区計画等推進地区の指定）</p> <p>第19条〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 区長は、地区計画等推進地区を指定した場合は、当該地区まちづくり認定団体又は区民等に対し、当該推進地区に係る都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第16条第3項に規定する地区計画等（法第12条の4第1項第5号に規定する集落地区計画を除く。以下同じ。）の案の内容となるべき事項（以下「地区計画等の素案」という。）の作成に係る支援等を行うものとする。</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第19条〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 区長は、地区計画等推進地区を指定した場合は、当該地区まちづくり認定団体又は区民等に対し、当該推進地区に係る都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第16条第3項に規定する地区計画等（法第12条の4第1項第4号に規定する集落地区計画を除く。以下同じ。）の案の内容となるべき事項（以下「地区計画等の素案」という。）の作成に係る支援等を行うものとする。</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。